

議案第29号

令和7年度宇都宮市下水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和7年度宇都宮市の下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 排水戸数	222,176	戸
(2) 年間総処理水量	89,013,108	立方メートル
(3) 一日平均処理水量	243,872	立方メートル
(4) 主要な建設改良事業		
ア 公共下水道建設事業	5,096,902	千円
イ 特定環境保全公共下水道建設事業	627,613	千円
ウ 公共下水道改良事業	4,198,393	千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。なお、特別損失中施設等解体撤去費1,240,000千円の財源に充てるため、企業債1,196,600千円を借り入れる。

収 入

第1款 下水道事業収益	18,685,617	千円
第1項 営業収益	13,640,644	千円
第2項 営業外収益	3,804,969	千円
第3項 特別利益	1,240,004	千円

支 出

第1款 下水道事業費	18,072,134	千円
第1項 営業費用	16,035,946	千円
第2項 営業外費用	592,846	千円
第3項 特別損失	1,423,342	千円
第4項 予備費	20,000	千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額4,995,315千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額350,960千円、減債積立金取り崩し額24,589千円、当年度分損益勘定留保資金

4,568,766千円及び過年度分調整額51,000千円で補填するものとする。)

収 入

第1款 資本的収入	9,585,862	千円
第1項 企業債	5,224,700	千円
第2項 国庫補助金	3,185,089	千円
第3項 出資金	728,816	千円
第4項 他会計負担金	50,573	千円
第5項 工事負担金	373,598	千円
第6項 受益者負担金	23,084	千円
第7項 固定資産売却代金	2	千円

支 出

第1款 資本的支出	14,581,177	千円
第1項 建設改良費	10,756,658	千円
第2項 企業債償還金	3,810,670	千円
第3項 諸支出金	13,848	千円
第4項 その他資本的支出	1	千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
令和7年度 鶴田中継ポンプ場 受変電設備修繕工事	令和8年度	50,380
令和7年度 大谷中継ポンプ場 制御電源設備修繕工事	令和8年度	29,765
令和7年度 川田水再生センター 1号脱水機修繕工事	令和8年度	51,789
令和7年度 川田水再生センター 回転数制御装置修繕工事	令和8年度	27,731

令和7年度 河内水再生センター 負荷設備修繕工事	令和8年度	21,208
令和7年度 給排水設備に係る 検査等業務委託	令和8年度から 令和9年度まで	38,552
令和7年度 奈坪中継ポンプ場 汚水ポンプ増設工事委託	令和8年度	97,000
令和7年度 奈坪川第1排水区 公共下水道（雨水）築造工事	令和8年度から 令和9年度まで	1,400,000
令和7年度 川田水再生センター 6系水処理設備改築更新工事委託	令和8年度	1,005,200
令和7年度 清原水再生センター 自動除じん機改築更新工事委託	令和8年度	157,100
令和7年度 竹林中継ポンプ場 設備改築更新工事委託	令和8年度	537,200
令和7年度 清原水再生センター 発電機盤更新工事	令和8年度	141,350
令和7年度 河内水再生センター シーケンスコントローラ更新工事	令和8年度	54,912
令和7年度 大曾ポンプ場ほか4か所 動力制御盤更新工事	令和8年度	77,770
令和7年度 若草ポンプ場ほか4か所 動力制御盤更新工事	令和8年度	59,620

令和7年度 竹林中継ポンプ場 耐震化工事委託	令和8年度	138,600
令和7年度 瑞穂野団地地域下水処理施設 沈砂搬出機更新工事	令和8年度	186,769

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公共下水道 施設等解体 撤去事業費	1,196,600	普通貸借又は証券発行  借入時期は、令和7年度 中とする。	5.0% 以内	借入れの日から10年以 内とし、その他について は借入先の融資条件に よる。ただし、財政の都 合により据置期間及び 償還期限を短縮し、若し くは繰上償還又は低利 に借換えすることができる。
公共 下水道 事業費	4,567,400	普通貸借又は証券発行  借入時期は、令和7年度 中とする。ただし、工事 の進捗状況等により起 債額の全部又は一部を 翌年度へ繰り延べて借 入れることができる。	同上	借入れの日から40年以 内とし、その他について は借入先の融資条件に よる。ただし、財政の都 合により据置期間及び 償還期限を短縮し、若し くは繰上償還又は低利 に借換えすることができる。
特定環境保 全公共下水 道事業費	266,600	同上	同上	同上

流域 下水道 事業費	99,300	普通貸借又は証券発行  借入時期は、令和7年度 中とする。ただし、工事 の進捗状況等により起 債額の全部又は一部を 翌年度へ繰り延べて借 入れることができる。	5.0% 以 内	借入れの日から 40 年以 内とし、その他について は借入先の融資条件に よる。ただし、財政の都 合により据置期間及び 償還期限を短縮し、若し くは繰上償還又は低利 に借換えすることがで きる。
農 業 集 落 排 水 事 業 費	114,300	同 上	同 上	同 上
地 域 下 水 処 理 事 業 費	53,800	同 上	同 上	借入れの日から 10 年以 内とし、その他について は借入先の融資条件に よる。ただし、財政の都 合により据置期間及び 償還期限を短縮し、若し くは繰上償還又は低利 に借換えすることがで きる。
工 業 団 地 排 水 処 理 事 業 費	123,300	同 上	同 上	同 上

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、7,700,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用の間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- |           |              |
|-----------|--------------|
| (1) 職員給与費 | 1,037,958 千円 |
| (2) 交際費   | 100 千円       |

(他会計からの補助金)

第10条 下水道事業の雨水処理等に充当するため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、5,494,508 千円である。

令和7年2月26日提出

宇都宮市長 佐藤 栄一